

令和3年第17回教育委員会定例会  
(9月7日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和3年9月7日（火）午後2時00分から午後3時45分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子

○出席者

事務局次長 兼中央図書館長	梶 靖彦
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二

○日 程

日程第1 議案審議

第22号議案 令和2年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取について

第23号議案 令和3年度東京都台東区一般会計補正予算（第5回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第24号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第25号議案 東京都台東区立幼稚園保育料条例の意見聴取について

第26号議案 東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第27号議案 東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第28号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(2) 学務課

イ 周年記念式典に伴う学校医等に関する感謝状の贈呈について

(3) 児童保育課

ウ 認可保育所の開設等について

(4) 放課後対策担当

エ 放課後対策事業運営事業者の選定結果について

(5) 生涯学習課

オ 周年記念式典に伴う歴代PTA会長に対する感謝状の贈呈について

(6) 中央図書館

カ 区立図書館の臨時休館について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和3年10月の行事予定について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 学務課

ウ 令和3年度 就学時健康診断の日程について

エ 令和3年度 連合体育大会の中止について

オ 令和4年度区立幼稚園及び認定こども園(短時間保育)園児募集について

(3) 児童保育課

カ 令和4年4月保育所等入所申込の受付について

(4) 放課後対策担当

キ 令和4年4月こどもクラブ利用申込の受付について

3 その他

- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時00分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和3年第17回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

また、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思います。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。本日の議題には、傍聴にはなじまない議会報告前の案件が含まれております。

つきましては、順序を変更して、日程第2、教育長報告の協議事項、学務課のイ、生涯学習課のオ、教育長報告の報告事項、庶務課のア及びイ、学務課のウ及びエから聴取して、議会報告前の案件については、傍聴人退室後に聴取いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 学務課 イ

(5) 生涯学習課 オ

○矢下教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

初めに、学務課のイを議題といたします。なお、関連する生涯学習課のオについても、一括して議題といたします。

それでは、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項イについて、説明いたします。資料2をご覧ください。周年記念式典に伴う学校医等に対する感謝状の贈呈についてでございます。

5つの学校園における周年記念式典の実施に伴い、学校園より学校医等に対する感謝状の贈呈についての申請がありました。贈呈理由は、園児・児童の健康管理に尽くした功績でございます。

贈呈対象者、式典挙行日は資料に記載のとおりです。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 次に、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、周年記念式典に伴う歴代PTA会長に対する感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料をご覧ください。

本件は、東浅草小学校・浅草中学校・台東育英小学校・田原小学校・台桜幼稚園から、周年記念式典挙行に伴う、歴代 PTA 会長に対する感謝状贈呈の申請があったものでございます。

対象者は別紙 1 の名簿のとおりでございます。いずれの方々も学校の教育活動・PTA 活動の充実・発展に献身的に努めてこられたとのことでございます。つきましては、対象者の方々のこれまでの活動に対し、感謝の意を表するため、感謝状を贈呈したいと思います。

文案につきましては、別紙 2 のとおりでございます。

よろしくご協議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のイ、及び生涯学習課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 アイ

○矢下教育長 次に、日程第 2、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項、庶務課のア、令和 3 年 10 月の行事予定につきまして、ご報告いたします。お手元の資料 7 をご覧ください。

10 月につきましては、5 日火曜日、及び 25 日月曜日に教育委員会定例会を開催いたします。場所は教育委員会室と記載がありますが、その時の感染状況によりまして、変更がある可能性がございますので、ご了承いただければと思います。

また、10 月は 30 日土曜日に東浅草小学校 20 周年記念式典を予定しております。教育委員の皆さまにはご出席を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、行事予定につきましては以上でございます。

続きまして、報告事項庶務課のイ、「区長への手紙」等に係る教育委員会の対応について、資料 8 をご覧ください。

こちら、資料の表題にありますとおり、7 月分のご意見となっております。今回も資料の件名欄にはご意見をいただいた日付を記載しております。

まず学務課取扱分が 11 件です。最初に根岸小学校の宿泊校外学習について、緊急事態宣言の再発令に伴い、宿泊校外学習の実施可否について区が協議をしているとの知らせが学校より届いた。学校行事を中止にしないでほしいというご意見でございます。

学務課取扱分、他の 10 件につきましても同様の要旨のご意見となっております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。中段から、資料真ん中あたりからです。児童保育課取扱分が1件です。認可保育園での対応について。園より、家から持参したタオルにたばこの吸い殻が挟まっていたと報告を受けた。園からは我が家に入ったものと思われ、それ以上調査などは行われなかった。園に対する不信感から退園することとした。今回は誤飲等はなかったが重く受け止めている。退園は自己都合ではないと思うので、次の保育園に入るまでの期間の配慮をして欲しい。また、支払っていた保育料の返金をして欲しいというご意見でございます。

次のページをご覧ください。指導課取扱分が4件です。まず、児童生徒のオリンピック観戦について。要旨としては、オリンピック中止を多数が臨む今の状況で区が先導して子供たちを参加させることに疑問を感じないところに憤りを感じますというご意見でございます。

次に、オリンピックに対する台東区の対応について、小中学生のオリンピック見学を中止してほしいというご意見でございます。

こちらの2件につきましては、同様のご意見の要旨でございますが、回答が異なっております。2つ目の案件につきましては、7月6日開催の臨時教育委員会で取り止めを決定した後に回答したものとなっております。

次の案件です。文部科学省からの通知後の対応について。文部科学省からの通知に、「生徒の心情等に配慮していただき、大会などに参加する機会を与えてほしい」、「子供たちの健やかな学びの保障をして欲しい」と記載されている。しかし、区内の中学校では次々に活動が中止になった。台東区での基準はどうなっているのかというご意見でございます。

次に幼稚園教諭について。幼稚園教諭が映像を、このTikTokというのは動画サイトですが、動画サイトに上げているというご意見でございます。

次のページをご覧ください。生涯学習課取扱分が3件です。まず、生涯学習センターの業務不履行について。生涯学習センター施設管理業務委託について、①緊急事態宣言等に伴う休館などにより、契約どおりに履行されなかったにもかかわらず、なぜ満額の支払いが行われたのか。②契約書と異なる対応を求めるのにあたり、なぜ協議書面を作成しなかったのか。③トレーニングルームについて、仕様書では従事者のシフト表の提出を求めているが、実際には提出されていないのはなぜかというご意見でございます。

次に、1階外駐輪場自転車誘導員についてです。生涯学習センター入口前の駐輪場に自転車を止めようとしたところ、空いているのにもかかわらず、誘導員に奥から詰めて止めるよう注意され、不快だった。また、誘導員の服装も清潔感がないというご意見でございます。

次に、小学校地域報告会開催について。ある小学校のPTAが、緊急事態宣言下で地域報告会を行うと聞いた。これを中止すべきだというご意見でございます。

最後に、中央図書館分が1件です。根岸図書館の対応について。階段ですれ違った委託

職員と思われる人に罵声をあびせられた。名乗りもせず、名札もつけていなかった。図書館の職員が謝罪をしてくれたが、罵声をあびせた職員は辞めさせるべきだ。接客について改善し、名札も付けるべきではないかというご意見でございます。

いずれの案件につきましても、回答を要するものにつきましては資料記載のとおり回答をしているところでございます。

「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についての報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは庶務課のア、10月の教育委員会の行事予定について、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、庶務課のイについて。「区長への手紙」でございます。何かご質問がおりの方。

○高森委員 生涯学習課取扱分の1件目ですけれども、生涯学習センターの業務不履行についてのご意見ですが、これは一般の区民の方がここまで情報を知っているということなのでしょう。こういったところでこのような情報が開示されているのでしょうか。

○生涯学習課長 この方につきましては、事前に生涯学習課のほうにもいらっしゃってご質問されているということと、事前に情報公開請求などもされていらっしゃったということで、このご意見をいただく前の段階で、ある程度の情報を把握されていらっしゃったという状況でございます。

○高森委員 問題意識を常に持っていらっしゃって、このような形で今回ご意見をしていただいたということで理解できました。ありがとうございます。

○神田委員 学務課の校外学習のことですが、夏季休暇中にも実施できなかったところもあると思いますが、今の段階で、今後どのような形で実施する・しないという判断や対応について、公表できる範囲で教えていただきたいです。

○学務課長 こちらですが、校外学習につきましては、小学校長会・中学校長会と事前に話はしておりまして、今回の9月12日までの緊急事態宣言が延期した場合には、その事業の延期ですとか、あとは代替授業の方法で検討を進めるということは決めております。

○神田委員 ありがとうございます。

○矢下教育長 そのほかはよろしいですか。

○垣内委員 中央図書館分の根岸図書館の件ですけれども、このリクエストされた方の内容を見ると、かなりひどい感じなんですけど、これは個人的な、受け取り方にもよるし、その状況にもよるかと思いますが、図書館のサービスって重要だと思うので、状況はどうだったのでしょうか。また、何か改善とかはされたのでしょうか。

○中央図書館長 今回のこの件については、受託事業者の職員が、特に危機管理の面で警備というか、そういうのを対応している職員の対応が、言葉遣いも含めていろいろと問題になったというところでございます。これを受けて、図書館の方では、事業者の責任者を

呼びまして、やはり接遇について改めてもう一回研修をしてほしいという、このほかにも中央図書館でもいろいろありましたので、事業者を呼びまして、特に言葉遣い、あとは名札の着用、当然のことなので、そういうところを徹底するようというところで。接遇研修については7月15日に事業者の方で実施をしてございます。

○垣内委員 ありがとうございます。

警備であれば、安全に関わることなので、きちんとコミュニケーションが取れてお客さんに納得して動いてもらわなきゃいけないところもあるかと思っておりますので、そこはぜひ言うべきことはきちんとと言えるように、適切にと言えるように、よろしく願いいたします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承をお願いします。

## (2) 学務課 ウエ

○矢下教育長 次に、学務課のウ及びエについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項のウ、令和3年度就学時健康診断の日程について、ご説明いたします。資料9をご覧ください。

令和4年4月の小学校就学予定者に対する就学時健康診断を、通学区域のそれぞれの小学校で実施いたします。日程は資料に記載のとおりでございます。

検査項目は、学校保健安全法施行令第2条に定められており、内科・眼科・耳鼻科・歯科の検診などを、学校医・学校歯科医の協力をいただき、実施するものでございます。

本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、就学予定者が多い金曾木小学校及び蔵前小学校につきましては、受付時間を2部に分けて行う予定です。

続きまして、報告事項のエ、令和3年度連合体育大会の中止について、ご説明いたします。資料10をご覧ください。

本年度の第35回台東区立小学校連合運動会及び第74回台東区立中学校連合陸上競技大会につきましては、これまでに経験のしたことのない新型コロナウイルス感染拡大の局面を迎えており、児童・生徒の感染者数の増加が懸念されております。このような中、今後の練習や大会開催の見通しが立たないため、また、多くの児童・生徒が参集することで密集状態となることを避け、児童・生徒の安全性を最重要視し、中止とさせていただきますこととなりました。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは、学務課のウについて、就学時健康診断です。何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、学務課のエについて、何かご質問はございませんか。中止の問題で



す。

○垣内委員 中止されたこと自体に反対しているわけでは全くないし、私自身は中止したほうが良いと思っておりますが、オリンピック・パラリンピックを開催した中で、こういう大会が中止になるということについて、区としてはどういうふうにご説明をされているのでしょうか。確認をと思います。決定自体は正しいと思いますけれども。

○学務課長 やはり、現在、児童・生徒のコロナウイルスの陽性者の発生も多くなっているということで、複数の学校が一体になって集まることで、やはり子供の健康を第一優先として考えますと、1か所に集まってやるべきではないということで、今回学校との協議の上、こういった1か所に集まって全日集まって実施することは避けようということで決定をした次第でございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のウ及びエについては、ご報告どおり了承願います。

### 3 その他

○矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。

事前に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより、議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思っております。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします

(傍聴人退室)

#### 〈日程第1 議案審議〉

##### 第22号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び、内容について説明をお願いします。

初めに、第22号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第22号議案、令和2年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算(教育費関係)の認定の意見聴取について、ご説明いたします。本案は、来る第3回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。恐れ入りますが、議案の3ページ目、画面共有でもお示しをしておりますが、資料A4版横の、令和2年度一般会計決算をご覧ください。

まず、歳入決算でございます。総額 55 億 7,011 万 9,896 円で、予算現額と比べますと、7,917 万 8,896 円の増でございます。

次のページをご覧ください。歳出決算でございます。総額 221 億 7,500 万 8,497 円で、予算現額から 14 億 60 万 3,503 円の不用額が出ております。

続きまして、A3 版縦の資料の 1 ページが、まず歳入決算の概要でございます。歳入は、前年度比 5 億 355 万 8,721 円、9.9%の増でございます。以下、款ごとに前年度決算学徒比較した増減と主な要因をご説明いたします。

まず、分担金及び負担金は、約 1 億 3,581 万円、32.3%の減となっております。主な要因としては、保育費の無償化による影響期間の増等による減等でございます。

次に、使用料及び手数料は、約 2 億 482 万円、47.3%の減となっております。主な要因としては、保育所保育料の無償化による影響期間の増等による減等でございます。

次に、国庫支出金は、約 5 億 7,004 万円、29.2%の増となっております。主な要因としては、子どものための教育・保育給付費の新規園開設に伴う入所児童数の増、及び新型コロナウイルスに伴う負担金対象額の増、子育てのための施設等利用給付費の補助対象期間増による増等でございます。

次に、都支出金は、約 2 億 3,478 万円、11.4%の増となっております。主な要因としては、国庫支出金と同様、子どものための教育・保育給付費の新規園開設に伴う入所児童数の増及び、新型コロナウイルスに伴う負担金対象額の増、子育てのための施設等利用給付費の補助対象期間増による増等でございます。

次に、財産収入は、約 62 万円、1.6%の減となっております。主な要因としては、建物貸付料のたなかスポーツプラザ自動販売機設置場所貸付料の収入年度変更に伴う減等でございます。

次に、繰入金は増減はございません。

次に、諸収入は、約 4,000 万円、25.0%の増となっております。主な要因としては、会計年度任用職員制度による社会保険料の増、保育所の対象期間増による増等でございます。

次の 2 ページからが、歳出決算の概要でございます。歳出は、前年度と比較して、1 億 6,037 万 7,098 円、0.7%の増でございます。以下、項ごとに前年度と比較した増減と主な要因をご説明いたします。

まず、教育総務費は、約 1 億 1,554 万円、5.0%の増となっております。主な要因としては、子育てのための施設等利用給付の補助対象期間増による増、特別支援教育支援員の配置の会計年度任用職員制度実施に伴う増等でございます。

次に、小学校費は、約 5 億 4,643 万円、13.0%の減となっております。主な要因としては、平成小学校大規模改修終了による皆減、東浅草小学校と根岸小学校大規模改修の工区の移行に伴う減等でございます。

次に、中学校費は、約 1 億 8,600 万円、22.4%の増となっております。主な要因としては、ICT 教育の推進の 1 人 1 台タブレット PC 整備と学習系ネットワーク環境構築による

増、1人1台タブレット PC 整備に伴う教室用パソコン契約解除による増等でございます。次に、郊外施設費は、約 942 万円、10.4%の減となっております。主な要因としては、少年自然の家、管理運営の工事請負費実績による減でございます。

次の3ページをご覧ください。幼稚園費は、約 1 億 4,903 万円、15.8%の減となっております。主な要因としては、根岸幼稚園大規模改修の工区の移行に伴う減、竹町幼稚園大規模改修終了による皆減等でございます。

次に、児童保育費は、約 2 億 8,086 万円、2.7%の増となっております。主な要因としては、保育委託の3施設開園による入所児童の増、北上野保育室の開設による増等でございます。

次に、こども園費は、約 4,898 万円、4.2%の増となっております。主な要因としては、こども園施設型給付の入所児童数の増、及び幼児教育・保育の無償化による扶助費の増等でございます。

次に、社会教育費は、8,647 万円、5.7%の増となっております。主な要因としては、図書館管理運営の会計年度任用職員制度への移行、及び浅草橋分室空調改修工事実施による増、社会教育センター・社会教育館の工事請負費の増等でございます。

最後に、社会体育費は、約 1 億 4,741 万円、30.9%の増となっております。主な要因としては、柳北スポーツプラザ管理運営の天井耐震化改修工事による増、清島温水プール管理運営の新型コロナウイルスによる指定管理料の損失補填、及び工事实績による増等でございます。

それでは、議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決をいたします。第 22 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

### 第 23 号議案

○矢下教育長 次に、第 23 号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第 23 号議案、令和 3 年度東京都台東区一般会計補正予算（第 5 回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明いたします。

本案も、来る第3回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため、提出したものでございます。資料は画面共有をしております、議案3ページ目の内訳書をご覧ください。

今回の補正は、まず歳入が総額1億6,120万7,000円、歳出が総額4億185万7,000円でございます。

歳入の内訳をご説明いたします。議案に添付している、右上に資料と記載がある資料の1ページ目をご覧ください。まず、国庫補助金、教育費補助金では、児童保育課が、保育所等整備交付金で8,919万7,000円を計上しています。

次に、都補助金、教育費補助金では、児童保育課が、待機児童解消区市町村支援事業費、8,344万7,000円を計上しています。また、賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業費が2,180万8,000円の減額となっております。

次に、雑入では、保育関係補助金返還金に学務課が25万8,000円、児童保育課が1,011万3,000円を計上しています。

歳入については以上でございます。

続いて歳出の内訳をご説明いたします。次のページをご覧ください。まず、教育総務費では、国・都支出金返還金に庶務課が3,786万4,000円、児童保育課が1億8,724万7,000円を計上しております。

次に、児童保育費では、児童保育課の私立保育所整備事業補助に、1億1,580万8,000円、認可保育所の誘致に6,093万8,000円を計上しております。

それでは、議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決をいたします。第23号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第24号議案

第28号議案

○矢下教育長 次に、第24号議案を議題といたします。なお、関連する第28号議案についても、一括して議題といたします。

それでは、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 第 24 号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。

本案は、本年 6 月 14 日に交付され、同日付で施行されました、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に準じ、規定の整備を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき提出いたします。

それでは、新旧対照表をご覧ください。改正の 1 点目として、新旧対照表第 12 条第 2 項の介護保障の限度額を、都条例の改訂に準じ、増額改定するものでございます。

新旧対照表 2 ページをご覧ください。2 点目は改訂条例の施行期日及び経過措置についてでございます。施行日については公布の日からとし、経過措置として、令和 3 年 4 月 1 日以降に事由が発生したのものについて、適用することといたします。

その他、都条例に合わせ、引用条文の整理を行っております。

議案の 2 ページ目をご覧ください。教育委員会の意見といたしましては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。

続きまして、第 28 号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本条例施行規則は、公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めること等の目的で制定されたものでございます。台東区の条例及び条例施行規則の改正にあたっては、政令の改正、文部科学省の告示及び東京都の条例・条例施行規則告示を準用して改正を行っております。今回、令和 3 年 6 月 14 日付東京都教育委員会告示を準用し、区の条例施行規則につきましても同様の規定整備を図るものでございます。

それでは、新旧対照表の 2 ページ目をご覧ください。1 点目として、別表第 1 について、長期療養中の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を記載のとおり改正するものでございます。

次のページをご覧ください。2 点目として、別表第 5 について、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金、及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を記載のとおり改正するものでございます。

恐れ入ります。1 ページ目にお戻りください。3 点目として、条例改正の施行期日及び経過措置についてでございます。施行日については、公布の日からとし、経過措置として令和 3 年 4 月 1 日以降に事由が発生したのものについて適用することといたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただけますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決をいたします。第 24 号議案、及び第 28 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

## 第 25 号議案

○矢下教育長 次に、第 25 号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 第 25 号議案、東京都台東区立幼稚園保育料条例の意見聴取について、ご説明いたします。

本案は、8 月 3 日の本委員会においてご決定いただきました、区立幼稚園における預かり保育の試行拡充を実施するにあたり、預かり保育料に必要な事項を定めることを目的に改正するものです。改正前の条例につきましても、参考として添付しておりますので、後ほどご確認ください。

条例案の第 2 条 1 項 2 号をご覧ください。この条例における預かり保育の定義は、預かり保育の試行を拡充する、根岸・金竜・田原・台桜・育英の 5 園において、教育課程に係る教育時間外に在籍児童を対象に行う保育としております。なお、本条例改正に伴う規則改正につきましては、本条例が第 3 回区議会定例会で議決された後、本委員会において議案としてご提出いたします。

条例案の第 4 条をご覧ください。預かり保育料の額と減免について定めております。具体的な預かり保育の金額については、別表 1 をご覧ください。幼児教育を行う日は、日額 520 円、長期休業期間などの幼児教育を行わない日は日額 1,400 円としております。また、同条第 2 項及び第 3 項の減免の適用につきましては、台東区保育所等保育料条例と同一基準としております。詳しくは、資料を後ほどご確認ください。

付則です。本条例は、令和 4 年 4 月 1 日より施行いたします。なお、本条例改正前までの保育料については、従前の例によるものといたします。

議案の 2 ページ目をご覧ください。教育委員会の意見といたしましては、原案に異存ありませんといたしました。

議案の説明は以上です。本案について、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決をいたします。第 25 号議案については、原案どおり決定い

たしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

#### 第26号議案

○矢下教育長 次に、第26号議案を議題といたします。

児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第26号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、提出するものでございます。

本条例は、厚生労働省より公布されました、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を受け、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正するものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表の2ページをご覧ください。第6章、雑則を新設し、第49条に家庭的保育事業者等及び職員は、記録、作成等を書面で行うことが規定されている部分について、書面に変えて、電磁的記録により行うことができる規定を追加しています。その他、所要の整理を行っております。

恐れ入ります、議案にお戻りいただき、2ページをご覧ください。本委員会の意見としては、原案に異存ありませんとしております。

本議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただけますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決をいたします。第26号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

#### 第27号議案

○矢下教育長 次に、第27号議案を議題といたします。

○児童保育課長 第27号議案東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、提出するものでございます。

本条例は、内閣府より公布されました、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正を受け、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を一部改正するものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表の 2 ページの下段をご覧ください。第 4 章に雑則を新設し、第 53 条に特定教育・保育施設等において記録・作成・保存等を書面等で行うことが規定されるものについて、書面等に変えて、電磁的記録により行うことができる規定を追加しています。

新旧対照表の 1 ページ目にお戻りください。この電磁的記録の規定整備に合わせて、現行の第 5 条に保育施設側と利用申込書の手続き面において、文書を電磁的方法において提供できることを規定していますが、第 53 条に移動した上で、所要の整備を行っております。

恐れ入ります、議案にお戻りいただき、頭の 2 ページ目をご覧ください。本委員会の意見としては、原案に異存ありませんとしております。

本議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただけますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

こちらもよろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決をいたします。第 27 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

## 〈日程第 2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、日程第 2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、ご説明いたします。資料 1 をご覧ください。

この点検及び評価については、教育行政をより効果的・効率的に推進することを目的として、法律の規定に基づいて実施しております。

項番 3 番、点検及び評価の対象です。平成 30 年度から 4 年間をかけて、「学びのキャンパス台東アクションプラン」、「生涯学習推進プラン」及び「スポーツ振興基本計画」の 3 つの計画のうち、教育委員会以外の事業を除いた全ての施策及び事業について、評価



を行っています。今年度は、「スポーツ振興基本計画」を対象に、基本目標及び事業について点検及び評価を行いました。基本目標については、取組を構成する事業の成果や課題等を踏まえて総合的に点検及び評価を行いました。また、95の事業について、点検及び評価を行いました。

項番4番、点検及び評価の方法です。教育委員会では、スポーツ・平和の祭典である2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としてスポーツをさらに振興するため、基本理念及びその実現に向けた基本目標を掲げて各事業に取り組んでおります。報告書では、取組及び事業を客観的な基準で採点し、評価するために、教育施策総括シート及び教育事業評価シートを活用しました。

また、項番5にあるとおり、点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し、学識経験を有する方にご意見・ご助言をいただいたところでございます。

それでは、点検及び評価の結果でございます。資料を少し飛んでいただいて、6ページをご覧ください。この6ページの下段の枠囲みにあるとおり、評価基準につきましては、達成率は100%以上をA、達成率が50%から100%未満をB、達成率が50%未満をCとしております。

そのすぐ上の合計欄をご覧ください。今回の評価では、Aが30事業、Bが8事業、Cが57事業でございました。B・C合計の65事業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小や中止等を明記したものが、こちら、米印欄の64事業となります。残りの1事業でございますが、別添の報告書の42ページをご覧ください。この42ページの下段の事業名「生涯学習情報の発信」で、こちら、目標を年6,000部のガイドブックの発行としておりましたが、紙媒体での発行を行わず、ホームページ上にて情報を提供しているとのことで、担当課評価をBとしております。

恐れ入りますが、資料1にお戻りいただいて、7ページをご覧ください。こちら、資料の7ページからは学識経験者からいただいたご意見・ご助言でございます。主なものをご紹介します。まず、尾木先生からいただいたご意見です。基本目標1、生涯スポーツ社会の実現では、全般の意見として、想定を上回る新型コロナウイルス感染症の影響があった。その中で、台東区の実態に即して、創意を生かし事業を展開していることが把握できた。次年度に関しても様々な困難があると思われる。そのことを織り込んで事業の課題の内容への対応に留意する必要があるとのご意見をいただきました。

続いて、10ページをご覧ください。前田先生からいただいたご意見です。基本目標1、生涯スポーツ社会の実現では、全般の意見として、社会教育・体育が学校教育と並んで重要な時代である。そうした意識を区民も行政職員も高めることが大切だと思う。そのような意味からも、ボランティアや指導者育成、区民への情報発信等の事業は望ましく、いい事業だと思うとのご意見をいただきました。

12ページをご覧ください。基本目標3、スポーツにより支え合う社会の実現では、全般の意見として、障害者スポーツによる区民交流事業や、小中学校での障害者スポーツ教育

の実施等は、区民の偏見をなくし、障害のある人々の活動を一層高める上で大変いい事業だと思う。この基本目標は、学校が抱えるいじめ・不登校等、生徒指導や徳育の面から考えても価値があると思うとのご意見をいただきました。

続いて、14 ページをご覧ください。有村先生からいただいたご意見です。基本目標 2、スポーツのできる環境の整備では、全般の意見として、スポーツ施設等の環境整備の目的は区民個々が安心して自らのスポーツ力を最大限に発揮できるインフラ作りであろう。それに向けた日常的かつきめ細かな配慮と対策があることを評価したいとのご意見をいただきました。

ご意見のご紹介は以上でございます。

最後に、資料 15 ページの一番下をご覧ください。項番 7 番、今後の予定です。本件につきましては、10 月 4 日に開催される区議会区民文教委員会で報告予定です。この度の結果や学識経験者のご意見などを踏まえ、引き続き取り組みの充実に努めてまいります。

長くなりましたが、説明は以上です。ご決定いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますか。

○末廣委員 質問というよりも単なる感想ですが、全体的に見て、A・B・C とランク付けしておりますけれども、私の感覚としては、A が意外とあったなという感じです、全体的に。

このコロナのこういう時期に、これだけ A を評価されたという取組がこれだけあったのかと、いわゆるちょっと驚きました。どうしても C のほうは、コロナの影響、大体、読みますと、ほとんどがコロナの影響でできなかったというんですかね。そういうことで、そういう意味では、非常に残念といいますか、残念ですけれども、その中で結構頑張っ取組んでいたのかなと思います。

それから、3 人の先生方の評価ですけれども、これ、それぞれ、非常に的確な評価をいただいております。今ご紹介もありましたけれども、やはり、例えば尾木先生、最初のところですが、やはり今、紹介にもありましたけれども、こういうコロナ禍において、その中で台東区の実態に即して、創意を生かして事業を展開していたという、そういう評価をいただいていますね。それは非常に高い評価だと思います。それから、その「幼児運動教室」とか、その以下の個別の事業にしても、結構評価をいただいていると思います。それから、尾木先生の 2 枚目の 8 ページのところですが、環境の整備ということでは、いわゆる、単なる老朽化に対応するのではなくて、新しい視野を兼ねた事業展開をしているということが評価されているというのが非常にいいことだと思います。それから、尾木先生の 3 番目、9 ページですけれども、コロナで本当にいろいろな困難がある中で、その状況の中で、各事業の効果的な実施に取り組もうとするような姿勢が把握できたということで、非常に評価をされていますね。

それから、次の前田先生ですが、これも先ほどご紹介がありましたけれども、特に前田

先生らしい表現で、区民が区民を育てる、こういう時代に社会教育とか体育、学校教育と並んで、この区民の支援や教育に直接関わるそういうものが重要であると、そういうところに、時代になってきているということで、いわゆる意識を高めるということですよね。それがボランティアや指導者の育成、区民への情報発信という事業が非常に望ましいということです。それから、12 ページですが、いわゆる障害者のスポーツによる区民交流事業、あるいは小学校での障害者スポーツ教育の実施ですね。これは、当然区民の偏見をなくし、それで障害のある人々の活動を一層高めるということで、非常にいい事業であると、これもやはり、これが本来の学校教育にもつながってくると、生徒指導もそうですし、徳育の面からも価値があるのではないかと、そういう複合的な立場からご意見をいただいています。

それから、有村先生の 13 ページですけれども、こういう時代、こういう状況ですから、目標値に届かなかったと、それはもう当然であるということですが、これからのポストコロナ社会の新しい状態といいますか、ニューノーマルを見通す、そういう観点から、特に区民と行政が意思決定とか、責任を共有するという、今までにない観点といいますか、そういうものを提案されていますね。目標達成よりもその体験をすることが、学び合うことが大事だということをおっしゃっています。そしていわゆる多様化の進展をこれから目指していくということですね。そういうようなことでいろいろと貴重なご意見をいただいているということで、やはりこの 3 先生のおっしゃられていることを、なるべくこれからの活動において生かしていく形でこれからも取り組んでいただきたいというふうに思っています。長くなりましたけど以上です。

○神田委員 コロナ禍で大変な中で成果をいろいろ上げていらっしゃるということは大変素晴らしいことだと思います。こういった非常事態の時に、この事業ができたか、できないか、どのように目標を立ててどのように評価をしたらいいかというのは、平常時とは違うのではないかと思います。できる・できないとか、回数とか、人数とか、そういったことだけではなくて、内容であったり、どのように工夫したかというような評価もあっていいのかなと感じました。いろいろな、いい事業があるのですが、オンラインでの実施を工夫するなど、コロナ禍で最大限工夫していく、また、そういった工夫をしたものは高評価にしていいのではないかと思います。

来年度も収束する見通しがまだ立っていない状況ですので、そういったことも勘案しながら次年度の計画に落とし込んでいただけたらと思います。

2 点目はですけれども、いろいろな人材を育成するということは、私は大変重要なことで、これに力を入れていらっしゃるということは素晴らしいことだと思います。そして、この人材についてですけれども、どのようなレベルの人材を求めているのか、そしてその育成した人々をいかに活用するかといった視点では、例えば、もう実施されているところも書かれていますけれども、登録制とか、登録して人材バンクのようにためて、そしてそれを適切に配置していくとか、そういったことも必要なのではないかなと思います。

そして、現場でどのように活用していくのか、そして実際にどの程度活用されているのか。派遣先とか、そういったところでの成果などもきめ細やかに聴取というか、情報を得て、そしてまたよりよい方向に持って行っていただけたらというふうに思います。

以上です。

○庶務課長 まず、一つ目のことをございますけれども、こちらにつきましては、やはり今回コロナウイルスの関係で評価 B・C となったものがあるというところをございますけれども、そこはあくまで計画の目標との比較なので、そうなってしまったということなんです。先ほど申しあげました合計欄のところでも、あえて分けて掲載をしているということで、ここにつきましては、今回学識経験者の方にもご意見をいただきました。今後やはり、次年度以降も様々な困難があるということで、これらの事業については、今後、進めていく中でやはり工夫が必要だろうということに認識の評価という形になろうかと思えます。

○神田委員 ありがとうございます。

○スポーツ振興課長 ボランティア、人材の件なんですけれども、私どものほうで、スポーツボランティアを育むという事業がございまして、区のスポーツイベント等でご活躍されております。現行、コロナの関係でできないイベントも多くありまして、そこは近隣区と協働しまして、お互いやっている事業等については情報共有をしてボランティアの皆さんに発信しているところをございます。

○神田委員 ありがとうございます。

スポーツのそういった人材も育成して、公私等で活躍されているのもここに書かれていますけれども、そういった人たち、また、こんなコロナ禍ですので、スポーツをオンラインにするのはなかなか難しいかもしれませんけれども、でもいろいろなところでオンラインヨガみたいなものもやっていますよね。だから、いろいろな工夫が、またちょっとしていくのがいいのかなと思えました。

それから、点数は今さら変えられないんだと思うんですけれども、A 評価が 100 点満点ということなので、結構厳しいなというふうに思ったところです。すみません、それは感想ですので、以上です。ありがとうございます。

○垣内委員 資料を拝見いたしまして、ほかの先生方も今までおっしゃったところと重なることもありますし、また、学識経験の方のコメントとも重なるんですけれども、非常にバランスよくスポーツ推進に関して、多様な活動を行っているということが改めて、全体像が見えるようになって、見える化したという意味で、非常にいい資料になっているかと思えます。

また、この目標値について、非常にはっきりした基準があって、A が 100% 以上ですね、C は 50% をちょっとでも下回ると、もう C になってしまうというやり方の項目もあれば、文言表記で、派遣すれば A とか、配置すれば A とかいう、そういう評価もあって、ちょっとその評価自体に混乱するところがありました。大きく言うと、評価は、これに基づいて

外部に説明するというだけでなく、内部での確認というんですかね、どこに問題があったのか、今後残っている課題は何かということを書き出すための非常に重要な作業だというふうに思うので、基本的に何をやったかだけで終わっているところがちょっともったいないという感じがいたします。施策的に言うと、実施したということイコールその目指す成果が出たということではないというのが前提になるものですから、やった後どうということになったのかということも検討されるほうがいいかなというふうに思いまして。ただ、項目によってはそういうことが書かれていることがありまして、例えば、報告書の21ページのところ、指導員を配置してAになったんですけれども、その課題として、継続的な効果検証とか、人材の確保もありましたけれども、そういう次のステップにつながる課題が見えてくるというところがすごく大切であろうというふうに思いました。

二つ目は、できれば、エビデンスみたいなものがあつたほうがいいと思われるような項目も、ありました。例えば、体力向上につながった。多分つながったんだろうとは思いますが、体力って割と測定値が出るものですから、例えばビフォーアフターでもいいですし、継続してそちらの事業に参加した人たち、親子教室ですとか、そういう方々は基礎体力の向上があつたのかどうか。26ページですか、「基礎体力の向上を図ることができた」と、これは言い切っているの、向上したという以上、確認しているだろうと思うので、そういったエビデンスやデータがあるとより説得力が増すと思います、これは。公表データなので、これをやるとすごくいいんだということが分かれば、またさらに参加される方も増えるという、そういう相乗効果もあるかなというふうに思いました。

あと、3点目は全体像を見て、課題のところによつぱり、コロナ対応というのがあつて、先ほど神田先生もおっしゃっていただいた点ですけど、デジタルの活用という部分が課題として全般的に浮かび上がってきたのかなという感じもします。環境整備というのは、明らかにそういうことを指しているのかなというふうにも思います。それと、新しい課題ですね。今後、ミッションを達成するために必要な新しい課題が出てくるということ自体が、この点検がうまくいっているということの証左ですので、ぜひ次につなげていっていただければなというふうに思いました。以上です。

○庶務課長 こちらのシートの、確かに課題のところにつきましても、一つ一つの事業を評価していく中で、当然事務局と担当課でいろいろとヒアリングをやりながら書いていくといった状況でございます。ちょっとその、例えばこのシートには表れていない中でも、そういったところから課題を拾っていくというようなこともやっていますところでございます。書けるものにつきましては、記載をしているといったような形になろうかと思っております。

また、その評価のエビデンスのところですが、ちょっとそこにつきましては、こちらでも再度確認をさせていただきまして、表記できるものにつきましては表記をしていきたいというふうに考えております。改めて状況は確認させていただきます。

○スポーツ振興課長 デジタルの部分でございますが、ウィズコロナということで、今年

度より、リモートを活用したオンラインでのストレッチ教室等を始めてございます。メニューについては、今後中身を検討して広げていければと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○垣内委員 ありがとうございます。エビデンスについては、いろいろ、難しい点もあると思うので、あまりご無理なさらず。ただ、明記できるようなものがあれば、すごくアピール力が増すかなというふうに思いました。

デジタルは多分、なかなか足を運べないような方、現地へ行けない、時間的な、地域的な障壁もあるような方々にとって、非常に強力なツールになると思うので、ぜひアフターコロナでもやっていただければと思います。以上です、ありがとうございます。

○高森委員 私からはまず1点質問と、一つ意見を述べたいと思いますが、まず質問について、別紙資料の標題が令和3年度の点検及び評価ということになっておりますが、実際の点検及び評価の対象は、令和2年度事業に限定している、ということですね。つまり、オリンピック・パラリンピックの前の年度になるわけです。まさにコロナが始まって、昨年4月からずっとこの状況になってきた中での点検評価なので、これから令和3年度の評価が行われると思うのですね。ここが、一番大事なはずで、オリンピック・パラリンピックの開催年度であるし、しかも令和2年度の反省を踏まえて、いろいろとデジタル化やオンライン化も進められた中での令和3年度の事業がどうなっていくかなというのを非常に関心を寄せているところであります。

この点検及び評価の対象は、平成30年から4年間かけてのスポーツ振興基本計画に基づいた計画の中で、該当する事業の点検・評価を行ったということですから、そうすると、この6ページ目の最後の合計の部分ですね。A・B・C・※印、そして計の部分ですが、※印の部分は、令和2年度に新しくこの数字が出てきたと思うのですけれども、その前の平成30年・31年の数字は、A・B・C、そして合計の構成は変わらないと思うので、A・B・Cそれぞれの評価の数字はどのように推移しているかというのは出ないのでしょうか。

○庶務課長 すみません、ちょっと説明不足で申し訳ございません。資料1のこの項番3番の平成30年度から4年間をかけたところなんですけれども、ここの記載の3つの計画を順番にやっております、30年度と元年度はアクションプランで、2年度が生涯学習推進プラン、今年度がスポーツ振興基本計画ということで、何というか毎年違う計画をこの点検及び評価では対象としているというような形になっております。

これ、もともとそういった、毎年違う計画をということでございますので、例えば、オリンピック・パラリンピックが2020年にもし開催されていればその年度の状況が評価になっていたというようなところはあろうかと思えます。

○高森委員 なるほど。ということは、スポーツ振興基本計画に基づいたこの対象の事業は、今回が、この年度で初めてですか。

○庶務課長 そうです。平成30年度からこのやり方になりまして、なので、スポーツ振興計画をこのような形で評価したのは今回が初めてということになります。

○高森委員 そうしますと、今回は昨年度の事業に関する評価ですね。

○庶務課長 おっしゃるとおりでございます。

○高森委員 今年度は、評価されない可能性があるという、点検評価を今年度はなさらないということですか。

○庶務課長 そうですね。これはまず、今回スポーツ振興計画で1周しておりますので、計画というか、そのルールに基づきますと、来年度はアクションプランに戻るといような形を想定しております。

○高森委員 そうですか。でもこういった形で公開はされないにしても、やはり点検評価はできれば内部でも続けてほしいなと思います。特に今年はオリ・パラがありましたので、引き続きその辺りは続けていただきたいなと思います。ありがとうございました。

それからもう1点、意見ですけれども、この学識経験者の皆さんからのお言葉の中で、私がやはり印象に残ったのは、前田烈先生のお言葉です。前田先生はご自身の経験からなのでしょうけれども、視線が子供たちの方に向いていらっしゃるんですね。例えば、基本目標1に対しては、「幼児期の関心や意欲を高めたり、保護者意識の理解を高めるものもあってほしい」とか、「中学生期は心身の変化が大きく、健全育成や指導方法について」云々だとか。あるいは、基本目標の3番目でも、先ほどもお話がありましたけれども、障害者スポーツによって、「いじめ・不登校等、生徒指導や徳育の面から考えても価値がある」だろうとか。あるいは、「少年期に根付いた意識は終生心に残る。多様性を尊重して相互支援の意思を持つ児童生徒を育てたい」とか、そういう、非常に子どもたちの視線に立ったご意見をいただいている、有り難いなと思うのと同時に、例えば基本目標2番では、「担当事業課の気遣いや苦労も押し量りしつつ」とか、「環境の整備・充実にあたっては、利用する全ての人を対象にした視野の広い考えによって対応することが不可欠であると思う」、また、「保護者との連絡も密にしながら対応する職員の姿が髣髴とする」といって、職員の皆さんに対してのねぎらいの言葉もあったり、非常に愛のあるコメントではないかと思います。大変有り難いなという気がいたしました。以上意見でございます。

○矢下教育長 ありがとうございました。

よろしいでしょうか。まだこれからも、この点検というのは続けていきますので。

それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (3) 児童保育課 ウ

○矢下教育長 次に、児童保育課のウについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、認可保育所の開設等について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

それでは項番 1、提案の概要です。今回は、令和 5 年 4 月 1 日開設予定の 2 件の提案があったところです。1 件目は（1）、（仮称）うれしい保育園仲御徒町駅前で、令和 5 年 3 月末に開設期間が終了いたします、御徒町保育室の在園児受け入れ移設整備への提案です。所在地は、台東三丁目 45、定員は 1 歳～5 歳で 94 名を予定しております。構造・延床面積は記載のとおりです。運営事業者は、株式会社ケア 21 で、都内で認可保育所 4 園、小規模保育所 1 園等を運営している事業者です。

2 件目は（2）、（仮称）にじいろ保育園蔵前で、東京都台東区大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例に基づく整備への提案です。当該条例により、建設事業者は総戸数 100 戸以上の共同住宅や敷地面積 2,000 平方メートル以上、または延床面積 1 万平方メートル以上の建築物について、土地の取引前に、建設事業者に関する事項を区に届け出ます。区はこれに基づき、大規模マンション等の建設と保育所等の整備状況について、調整を図ることになっております。本件は、当該条例に基づき整備を行う認可保育所の提案となります。

①、建設計画の概要です。建設業者は日本郵政不動産株式会社です。建設地は、蔵前一丁目 3 番。敷地面積は記載のとおりで、地上 23 階建て、総戸数 128 戸のマンションとなっております。

恐れ入ります、2 ページをご覧ください。②、施設概要です。定員は、1 歳～5 歳で 66 名を予定しております。構造・延床面積は記載のとおりです。運営事業者は、ライクアカデミー株式会社で、都内で認可保育所 87 園、小規模保育所 2 園等を運営している事業者です。開設予定地は地図に記載のとおり、建設計画地の住宅棟 3 階の一部となります。

続きまして、項番 2、提案の審査です。審査日は、令和 3 年 8 月 23 日月曜日に実施いたしました。審査方法につきましては、区内の同種の施設を参考として、同水準であれば標準点とし、それ以上であれば選定することといたしました。また、今回は総合点での判定に加え、運営や経営体制など、主要の 4 項目についても標準点以上となることを前提基準に加えしました。審査員については記載のとおりです。

恐れ入ります、3 ページをご覧ください。（4）審査結果です。先ほど説明いたしました主要 4 項目は、一覧表に記載の審査項目のうち、上から 4 つ目までのアスタリスクがついている項目となります。得点につきましては記載のとおりで、二つの提案とも、総合点主要 4 項目がそれぞれ標準点を上回る結果となり、選定をいたしました。今後は、開設に向けた手続きや、御徒町保育室の移転に向けた利用者説明等を進めてまいります。

項番 3、東京都台東区大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例についてです。（1）、保育所等整備に係る協議の現況です。平成 26 年の条例施行以降、待機児童の早期解消のため、保育所の整備要請を行ってきましたが、多様な手法により施設整備を進めてきた結果、待機児童数が減少したことで、保育所の整備を要請しない案件が発生してきております。

（2）今後の方向性です。今後も計画的な保育所整備を進めていくことにより、要請し



ない案件が増えることも予想されるため、他自治体の事例等を参考にしながら、より柔軟な運用が図れるよう、条例について所管課と検討を進めてまいります。

恐れ入ります、4 ページをご覧ください。項番 4、私立認可保育所の分園設置です。

(1) 対象施設は、株式会社スターズが運営する、スターキッズ保育園で、同社が運営する、認可保育所スターキッズ上野桜木保育園を認可保育所の分園へ移行するものです。なお、当該園は、既に認可上の施設要件を満たしているため、改修工事は実施いたしません。所在地は記載のとおりで、本園と分園の距離は徒歩 5 分程度となります。(3) 定員は、本園・分園、合わせて 69 名となります。(4) 設置年月日は、令和 4 年 4 月 1 日です。

(5) スターキッズ上野桜木保育園を利用している在園児の対応ですが、スターキッズ保育園での受入また同事業者が運営する他の施設での受入等について調整中です。

続きまして、項番 5、今後のスケジュールです。本件につきまして、今月開催される区議会定例会、子育て・若者支援特別委員会にて報告予定です。

協議事項の説明は以上です。

本件につきまして、ご協議の上、決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

#### (4) 放課後対策担当 エ

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のエについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、協議事項エ、放課後対策事業運営事業者の選定結果について、説明をいたします。資料 4 をご覧ください。

項番 1、選定経過でございます。(1) 公募期間、及び(2) 審査期間につきましては、資料記載のとおりでございます。(3) 選定方法です。①第 1 次審査では書類審査を行い、1 事業につき、3 者程度を選定いたしました。②第 2 次審査は、プレゼンテーションとヒアリング審査により、優先交渉権者を選定いたしました。選定委員は資料記載のとおりでございます。

項番 2、運営事業者の選定結果でございます。得点率が 70%を超える事業者の中から、最高点を獲得した事業者を優先交渉権者としております。(1) から(3)までは、小学校内で放課後子供教室とこどもクラブの 2 事業を合わせて運営する事業者の選定でございます。(1) 東浅草小学校放課後子供教室・東浅草こどもクラブでございます。応募事業者

が 2 者で、優先交渉権者は、得点率 75.0%を獲得いたしました、株式会社プロケアを選定しております。なお、東浅草小学校放課後子供教室につきましては、令和 4 年、新規に開設する放課後子供教室でございます。

それでは、資料 2 ページをご覧ください。(2) 千束小学校放課後子供教室・千束小学校こどもクラブでございます。応募事業者は 3 者で、優先交渉権者は、得点率 76.7%を獲得いたしました、株式会社プロケアを選定しております。

(3) 石浜小学校放課後子供教室・石浜こどもクラブでございます。応募事業者は 1 者で、優先交渉権者は、得点率 70.2%を獲得いたしました、株式会社セリオを選定しております。

資料 3 ページをご覧ください。続きまして、(4) から (6) までは、こどもクラブの運営事業者の選定でございます。(4) 東泉こどもクラブでございます。応募事業者は 2 者で、優先交渉権者は、得点率 71.5%を獲得いたしました、株式会社セリオを選定しております。

(5) 竹町こどもクラブでございます。応募事業者は 2 者で、優先交渉権者は、得点率 74.7%を獲得いたしました、株式会社日本保育サービスを選定しております。

続きまして、資料 4 ページ、(6) 田原こどもクラブでございます。応募事業者は 6 者、一次審査で 3 者に絞られております。優先交渉権者は、得点率 74.0%を獲得いたしました、特定非営利活動法人ワーカーズコープを選定しております。

項番 3、今後のスケジュールでございます。区議会第 3 回定例会の子育て・若者支援特別委員会にて、選定結果の報告をいたします。そして来年 4 月より事業運営を開始いたします。

説明は以上でございます。ご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当のエについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(6) 中央図書館 カ

○矢下教育長 次に、中央図書館のカについて、中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、区立図書館の臨時休館について、ご説明いたします。資料 6 をご覧ください。

項番 1、休館の理由でございます。現行の図書館情報システムのリース契約が令和 3 年 12 月末で終了することから、新たなシステムの導入に向けて、機器の入替やデータ移行

等の作業を行うため、図書館を休館いたします。

続きまして項番 2、期間でございます。令和 3 年 12 月 27 日、月曜日から、令和 4 年 1 月 9 日、日曜日の 2 週間、図書館を全館休館といたします。なお、分館・分室につきましては、1 月 10 日、月曜日が祝日であるため、10 日まで休館となります。

項番 3、該当施設は資料に記載のとおり、全館で休館となります。

項番 4、停止するサービスでございます。図書館が休館となるため、ブックポストでの資料の返却を除いて、全てのサービスを休止いたします。なお、システムが停止するため、資料の検索や予約などの WEB サービスも停止となります。

項番 5、休館中の作業内容でございます。主な作業として、4 点挙げてございます。

(1)・(2)のとおり、新たなシステムの導入に向けて、利用者端末や業務端末のほか、入退館を管理するゲートや自動貸出機など、現行使用している全ての機器を入れ替えるとともに、新システムへのデータ移行を実施いたします。次に、(3)ですが、現在生涯学習ネットワーク上で稼働している図書館情報システムをクラウド環境へ移行するため、ネットワークの切り替えを実施いたします。(4)新システムの操作研修につきましては、事前の研修も実施いたしますが、新たに設置した機器で実際に操作を行い、最終的な作業の確認等をしていきたいと考えております。

項番 6、休館に関する周知方法ですが、広報たいとうや、区ホームページ、図書館ホームページをはじめ、資料に記載のとおり様々な形で区民利用者へ広く周知をしております。

説明は以上でございます。ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 ご説明ありがとうございます。周知方法、6 番ですけれども、この時期はちょうど学校園は冬休み、冬季休業中に当たる部分もあるかなと思うのですが、例えば小学校や中学校で、冬休み中の課題で読書感想文を書くだとか、調べものをするといった時に図書館が閉館になっている、休館になっているということを、何らかの形で学校を通じて児童や生徒に伝える必要もあろうかなと思うのですが、そのあたりの工夫はどのようになさっていらっしゃるのでしょうか。

○中央図書館長 この件については、校園長会等で、休館についてしっかり周知して、児童・生徒に休館の期間、貸出をするときにはいつまでとか、その辺も含めて周知をしていきたいと思っております。

○高森委員 分かりました。その周知方法にそのことも今度載せていただきたいと思えます。

○矢下教育長 そのほかはよろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、中央図書館の力については、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (2) 学務課 オ

○矢下教育長 次に、日程第 2、教育長報告の報告事項を議題といたします。

初めに、学務課のオについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 報告事項のオ、令和 4 年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集について、ご説明いたします。資料 11 をご覧ください。

ご説明するのは、区立幼稚園 10 園、区立認定こども園 3 園の短時間保育における、令和 4 年度 4 月入園の園児募集についてです。また、8 月 3 日の本委員会でご決定いただきました預かり保育の募集についても、併せてご説明いたします。

項番 1、募集概要です。(1) 募集案内、入園申込書の配布は、10 月 28 日より行います。

(2) 入園の申込は、11 月 9 日火曜日、10 日水曜日の 2 日間で行います。このときに、預かり保育を拡充する幼稚園 5 園につきましては、預かり保育の定期登録利用の申込みも同時に受け付けます。また、今年度より、新型コロナウイルス感染症予防のため、学務課窓口においても受け付けることで、申込者の集中緩和を図ります。なお、学務課窓口での受付時間は開庁時間とし、火曜日は 8 時半から 17 時 15 分まで、開庁時間を延長しております水曜日につきましては、19 時まで受け付けることで、就労等で日中に申込みが難しい方に対応いたします。

(3)、抽選です。定員を超える応募があった場合は、抽選を行い、入園予定者を決定いたします。

(4) 幼稚園の預かり保育の抽選です。定期登録利用の希望者が定員以上あった場合に抽選を行います。預かり保育事業につきましては、あくまで入園した方が利用するサービスとなりますので、入園予定者を決定した後に預かり保育の利用者を決定いたします。

(5) 面接・健康診断を 12 月上旬に行い、(6) 内定通知を年明けの 1 月上旬に発送いたします。募集スケジュールの詳細につきましては、資料の裏面にフロー図をお示ししておりますので、後ほどご確認をお願いします。

なお、周知につきましては、記載の内容に加え、児童保育課窓口にも募集案内を置くこととしております。

項番 2、募集見込み数です。資料の表は、幼稚園・こども園の定員からきょうだい関係や 4 歳・5 歳児につきましては持ち上がりをお案内いたしまして、募集見込み数を算出しております。令和 4 年度につきましては、幼稚園が 579 名、認定こども園が 94 名の、計 673 名となっております。

表の下に注意書きを 2 点記載させていただいております。一つ目は定員について、通常 20 名のところ、幼児人口の増加や預かり保育試行に伴う暫定的な対応として、石浜橋場

こども園を除く 11 園で、3 歳児の定員を 2 名ずつ増員いたします。

二つ目は、例年どおりですが、現 3 歳児・4 歳児にきょうだいが入園する場合は優先して入園予定者といたします。この場合、きょうだい優先により入園予定者のいる園は、3 歳児の定員につきまして、25 名を上限に調整いたします。

説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 いろいろ来年度に向けて幼稚園等の取組が進められているということは大変有り難いことと思います。

いろいろな条件でやむを得ないと思うのですが、そのスケジュールでいくと、保育園のほうに行ってしまう子供たちを止めることは、日程的には可能なんでしょうか。

○学務課長 なかなか今ご質問いただいたことのお答えになるか分からないんですけども、幼稚園の入園が決まってから保育園の入園が決定しますので、保育園のほうがかかった場合、そちらに希望されるという方も可能性としてはあるのかなと思っております。

○神田委員 分かりました。預かり保育などを導入して大きく変えていくということは、保護者の皆さんはこの 10 月 28 日まで分からないということになりますか。詳細は言えないとしても、可能な範囲で知らせていくことは無理でしょうか。

○学務課長 こちらの案件につきましては、今度の第 3 回定例会の委員会で報告をさせていただきますので、その後、即保護者の方には周知を進めるということで考えております。

○神田委員 ありがとうございます。本当に様々な対応をしていただいたことで幼稚園の方も助かると思います。どうぞよろしく願いいたします。

○矢下教育長 そのほかはよろしいですか。

○高森委員 今ご説明を伺って、タイムスケジュールについては納得いたしました。やはり 10 月 28 日から始まる募集案内、入園申込みでどれだけ反響があるかというのは、実際に蓋を開けてみないと分からないところがあると思います。

そういった中で、通常の抽選が 11 月 18 日と、それから二次抽選が 26 日、その後月が替わって 12 月 3 日に預かり保育の抽選ということで、場合によっては 3 回抽選が起こる園も出てくると思うんですね。保護者としては、なかなかここは気が気でならない部分があると思うんですよ。自分の子どもたちの預け先が 12 月 3 日まで、最後決まらない保護者も出てくると思うんですね。そういった不安もやはり少し払拭できるような内容が欲しいかなというところが一つあります。

特に、一次抽選のときの人数が、どれだけ膨らむ園があるのか。預かり保育を実施する園は、多くの希望が集中するかと思うので、その辺り、混乱がないようにぜひ注意深く進めていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○矢下教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のオについては、報告どおり了承願います。

### (3) 児童保育課 カ

○矢下教育長 次に、児童保育課の力について、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、令和4年4月の保育所等入所申込みの受付について、ご報告いたします。資料12をご覧ください。

項番1、申込資格は、保護者が就労等のため、保育を必要とする家庭です。

項番2、対象施設は、認可保育所・認定こども園の長時間保育、小規模保育や家庭的保育事業などの地域型保育事業です。

項番3、受付期間は、10月18日(月)から12月21日(火)までです。11月と12月の第2日曜日に休日窓口を実施いたします。

項番4、受付場所・時間は記載のとおりとなっております。

項番5、申込手続きは記載のとおり、申請者や保育の必要性を確認できる書類をお持ちいただきます。また、令和4年度の入園のご案内冊子は、10月上旬から配付いたします。

次のページをご覧ください。4月の入所については、これまでどおり出生前の申し込みを受付けいたします。

項番6、周知方法については、広報たいとうや区ホームページ、区SNSでの掲載などで、資料のとおりとなっております。

最後に項番7、今後のスケジュールです。受付締切後、来年1月上旬から2月上旬にかけて入所に係る利用調整を行い、2月中旬に結果の通知を発送予定です。以降、資料のとおり進めて参ります。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課の力については、報告どおり了承願います。

### (4) 放課後対策担当 キ

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のキについて、放課後対策担当課長、ご報告をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、報告事項キ、令和4年4月こどもクラブ利用申込の受付について、ご報告いたします。資料13をご覧ください。

項番1、申込資格につきましては、保護者が就労や病気等で放課後に小学生児童を保育することができない家庭でございます。

項番2、受付期間・場所等です。受付は本年11月1日から12月13日までの祝日を除く月曜から土曜日は各こどもクラブで、11月14日及び12月12日の日曜日は、区役所6階の児童保育課放課後対策担当の窓口で行います。

項番 3、申込手続きは例年と同様、利用申請書に資料記載の書類を添えてお申込みとなります。

項番 4、周知方法につきましては、広報たいとうに掲載のほか、区ホームページ、たいとうメールマガジン、区ツイッター等で周知を行います。また、新1年生保護者につきましては、区立小学校の就学時健診の通知の際に周知をいたします。

項番 5、今後のスケジュールでございます。11月1日から申請受付を開始し、来年1月中旬から2月上旬まで利用審査を行います。以降は資料記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当のキについては、報告どおり了承いたします。

### 3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時45分 閉会